

参照条文抜粋

(弁護士 の 資格 の 特例)

第五条 左に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

- 一 最高裁判所の裁判官の職に在つた者。
- 二 司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所書記官研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十六号又は第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は内閣法制局参事官の職に在つた者。
- 三 五年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教授の職に在つた者。
- 四 前二号に掲げる職の二以上に在つて、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第二号に掲げる職については、司法修習生となる資格を得た後の在職年数に限る。

(兼職及び営業等の制限)

第三十条 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。ただし、衆議院若しくは参議院の議長若しくは副議長、内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で国务大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。）、大臣政務官（長官政務官を含む。）、内閣総理大臣秘書官、国务大臣秘書官の職若しくは国会若しくは地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長その他公選による公職に就き、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第五条第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する任期付職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の四第一項に規定する任期付隊員若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条第一項に規定する特定任期付職員若しくは一般任期付職員となり、若しくは常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。

- 2 弁護士は、前項但書の規定により常時勤務を要する公職を兼ねるときは、その職に在る間弁護士の職務を行つてはならない。
- 3 弁護士は、所属弁護士会の許可を受けなければ、営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役若しくは使用人となることができない。

(会則)

第三十三条 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。

- 2 弁護士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。
 - 一 名称及び事務所の所在地。
 - 二 会長、副会長その他会の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定。
 - 三 入会及び退会に関する規定。
 - 四 資格審査会に関する規定。
 - 五 会議に関する規定。
 - 六 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消の請求の進達並びに第十三条の規定による登録取消の請求に関する規定。
 - 七 弁護士道德その他会員の綱紀保持に関する規定。
 - 八 弁護士の報酬に関する標準を示す規定。
 - 九 無資力者のためにする法律扶助に関する規定。
 - 十 官公署その他に対する弁護士の推薦に関する規定。
 - 十一 司法修習生の修習に関する規定。
 - 十二 会員の職務に関する紛議の調停に関する規定。
 - 十三 建議及び答申に関する規定。
 - 十四 懲戒、懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定。
 - 十五 会費に関する規定。
 - 十六 会計及び資産に関する規定。
- 3 前項に掲げる事項を変更するときは、日本弁護士連合会の承認を受けなければならない。

(会則)

第四十六条 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。

- 2 日本弁護士連合会の会則には、左の事項を記載しなければならない。
 - 一 第三十三条第二項第一号乃至第五号、第七号乃至第十一号、第十三号及び第十四号(但し、綱紀委員会に関する事項を除く。)乃至第十六号に掲げる事項。
 - 二 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消に関する規定。

第八章 懲戒

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

- 2 懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、懲戒委員会の議決に基づいて行う。
- 3 弁護士会がその地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して行う懲戒の事由は、その地域内にある従たる法律事務所に係るものに限る。

(懲戒の種類)

第五十七条 弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止

- 三 退会命令
 - 四 除名
- 2 弁護士法人に対する懲戒は、次の四種とする。
- 一 戒告
 - 二 二年以内の弁護士法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止
 - 三 退会命令（当該弁護士会の地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限る。）
 - 四 除名（当該弁護士会の地域内に主たる法律事務所を有する弁護士法人に対するものに限る。）
- 3 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して、前項第二号の懲戒を行う場合にあつては、その地域内にある法律事務所の業務の停止のみを行うことができる。
- 4 第二項又は前項の規定の適用に当たつては、日本弁護士連合会は、その地域内に当該弁護士法人の主たる法律事務所がある弁護士会とみなす。

（弁護士法人に対する懲戒に伴う法律事務所の設置移転の禁止）

第五十七条の二 弁護士法人は、特定の弁護士会の地域内にあるすべての法律事務所について業務の停止の懲戒を受けた場合には、当該業務の停止の期間中、その地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

- 2 弁護士法人は、前条第二項第三号の懲戒を受けた場合には、その処分を受けた日から三年間、当該懲戒を行つた弁護士会の地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

（懲戒の請求、調査及び審査）

第五十八条 何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。

- 2 弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人について、懲戒の事由があると思料するとき又は前項の請求があつたときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。
- 3 弁護士会は、綱紀委員会が前項の調査により弁護士又は弁護士法人を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

（懲戒を受けた者の審査請求に対する裁決）

第五十九条 日本弁護士連合会は、第五十六条の規定により弁護士会がした懲戒についての行政不服審査法による審査請求に対して裁決をする場合には、懲戒委員会の議決に基づかなければならない。

（日本弁護士連合会の懲戒）

第六十条 日本弁護士連合会は、第五十六条第一項に規定する事案について自らその弁護士又は弁護士法人を懲戒することを適当と認めるときは、懲戒委員会の議決に基づき、これを懲戒することができる。

(懲戒請求者の異議の申出)

第六十一条 第五十八条第一項の規定により弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会がその弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しないとき又は相当の期間内に懲戒の手續を終えないときは、その請求をした者は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。弁護士会の懲戒の処分が不当に軽いと思料するときも、同様とする。

2 日本弁護士連合会は、前項の申出を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基き、その申出に理由があると認めるときは、当該弁護士会にその旨を通知し、又は前条の規定によりみずから懲戒し、その申出に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならない。

3 前項の処分については、第十四条第三項の規定を準用する。

(訴えの提起)

第六十二条 第五十六条の規定による懲戒についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第六十条の規定により懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

2 第五十六条の規定による懲戒の処分に関しては、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(登録換等の請求の制限)

第六十三条 懲戒の手續に付された弁護士は、その手續が終了するまで登録換又は登録取消の請求をすることができない。

2 懲戒の手續に付された弁護士法人は、その手續が終了するまで、法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつても、これを退会しないものとする。

3 懲戒の手續に付された弁護士法人は、その手續が終了するまで、第三十六条の二第四項の規定により所属弁護士会を変更することができない。

4 懲戒の手續に付された弁護士法人が、主たる法律事務所を所属弁護士会の地域外に移転したときは、この章の規定の適用については、その手續が終了するまで、旧所在地にも主たる法律事務所があるものとみなす。

5 懲戒の手續に付された弁護士法人は、清算が終了した後においても、この章の規定の適用については、懲戒の手續が終了するまで、なお存続するものとみなす。

(除斥期間)

第六十四条 懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の手續を開始することができない。

第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会

(懲戒委員会の設置及び機能)

第六十五条 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ懲戒委員会を置く。

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、その

所属の弁護士又は弁護士法人の懲戒に関して必要な審査をする。

(懲戒委員会の組織)

第六十六条 懲戒委員会は、委員長及び委員若干人をもつて組織する。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。
- 4 懲戒委員会に予備委員若干人を置く。

(懲戒委員会の審査手続)

第六十七条 懲戒委員会は、審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、審査を受ける弁護士又は弁護士法人にその旨を通知しなければならない。

- 2 審査を受ける弁護士又は審査を受ける弁護士法人の社員は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。ただし、委員長の指揮に従わなければならない。
- 3 第五十五条第一項の規定は、懲戒委員会の審査について準用する。

(懲戒手続の中止)

第六十八条 懲戒委員会は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、懲戒の手続を中止することができる。

(準用規定)

第六十九条 第五十二条第三項、第四項、第五十三条第二項、第三項及び第五十四条の資格審査会の会長、委員及び予備委員に関する規定は、それぞれ懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員に準用する。但し、この場合において、第五十二条第三項中「会長」とあるのは、「弁護士会の懲戒委員会においてはその弁護士会の会長、日本弁護士連合会の懲戒委員会においては日本弁護士連合会の会長」と読み替えるものとする。

(綱紀委員会の設置及び機能等)

第七十条 各弁護士会に綱紀委員会を置く。

- 2 綱紀委員会は、第五十八条第二項の調査その他その置かれた弁護士会の会員の綱紀保持に関する事項をつかさどる。
- 3 綱紀委員会の委員は、その置かれた弁護士会の会員の互選による。

(準用規定)

第七十一条 第五十二条第四項、第五十四条、第五十五条第一項及び第六十六条第一項乃至第三項の規定は、綱紀委員会に準用する。但し、この場合において、第五十四条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第十章 法律事務の取扱いに関する取締

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件

及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。